

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年9月 12 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500160号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500052号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年6月5日の標準賞与額を67万円、令和2年6月30日の標準賞与額を134万円に訂正することが必要である。

平成30年6月5日及び令和2年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月5日及び令和2年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年6月30日の標準賞与額を取り消すことが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年6月5日  
② 平成30年6月30日  
③ 令和2年6月30日

A社から支払われた平成30年6月の賞与が、請求期間②の標準賞与額として、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。実際には請求期間①に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、請求期間②の記録を取り消し、請求期間①の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

また、請求期間③の標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された賞与支給明細書及び賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び③に同社から賞与(請求期間①は67万円、請求期間③は134万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は67万円、請求期間③は134万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①の賞与について、支払年月日を平成 30 年 6 月 30 日として、また、請求期間③の賞与について、支払年月日を令和 2 年 6 月 30 日として、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 5 年 11 月 1 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、オンライン記録により、請求者のA社における標準賞与額（67 万円）が厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、平成 30 年 6 月の役員賞与の支払年月日は平成 30 年 6 月 5 日（請求期間①）であると陳述しており、A社から提出された当該賞与の振込記録も同日であることから判断すると、請求者は、請求期間②において、同社から賞与の支払を受けていなかったことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。